

# 令和8年度 神戸ブランド魅力向上補助金 公募要領

神戸市

## 1 目的

ファッション産業分野において、産業固有の課題解決や地域ブランドのブランド力向上を目的に行われる普及啓発活動や販売促進活動、新たな製品の開発又は改良等に関する経費を支援し、神戸ブランドのさらなる魅力向上を目的とします。

## 2 概要

### (1) 定義

- ① ファッション産業 神戸の歴史、自然及び文化を生かし、並びに地域に根差した地場産業等ファッション性豊かな衣・食・住・遊にわたる生活文化産業全般をいいます。
- ② 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいいます。

### (2) 対象者の要件

- ① ファッション産業に属する製品の企画または製造を営み、神戸市内に本社または主たる事業所を置く中小企業を主たる構成員とする団体（5者以上の構成員が必要）
- ② ファッション産業に属する製品の企画または製造を営む中小企業で構成される下記条件を全て満たす団体
  - ・神戸市内に本部を置いていること
  - ・神戸市内に本社又は主たる事業所を置く中小企業が主たる構成員であること
  - ・10者以上で構成されていること
  - ・商標法（昭和34年法律第127号）第7条の2に規定する地域団体商標の商標登録を受けていること

※ 当該団体と取引関係がある企業は、構成員に含まないものとします。

※ 構成員に法人税・固定資産税等市税に滞納がないことが必要です。

※ 5者以上とは会社および個人事業主の構成員が5者以上のことです。従業員を5人以上有する1社のみでは応募できません。

### (3) 補助対象事業

「令和8年4月1日から令和9年3月31日まで」に行われる普及啓発活動や販売促進活動、新たな製品の開発又は改良等に係る事業。ただし、(2)②の団体については、地域団体商標のブランド力向上、普及啓発に向けた総合的な事業を含みます。

過去3年度にわたり当該補助金の交付を受けた事業と同様の内容で補助申請する場合、原則、新規性や新たな工夫、改善等を取り入れる必要があります。

なお、神戸市の他の補助金等の助成との併用は認めません。

### (4) 補助対象経費

補助対象事業に要する経費のうち、業務委託料、出展費、会場借料・賃借料、会場整備費・改装費、運送費、広告・印刷物作成経費、役員費、人件費、共益費・光熱水費、原材料費、機械装置・工具器具費、技術・開発指導費、その他対象事業の実施に市長が必要と認める経費。

#### 【補助対象経費算定にあたっての留意点】

- ・補助対象経費は、消費税抜きの金額としてください。
- ・原材料費、機械装置・工具器具費、技術・開発指導費は新たな製品の開発又は改良に係る

ものに限ります。

- ・国、地方公共団体又は公共的団体から補助金等の助成を受けるとき又は受けたときは、当該助成額を補助対象経費から控除してください。
- ・補助対象事業に係る物品の購入、業務の委託、その他請負契約を行う場合には、神戸域内での経済循環を促進するため、原則として、本社および本店を神戸市に置いている企業を対象としてください。
- ・1契約が100万円（税込）を超える経費は2者以上の見積書の提出が必要です。

## (5) 補助金額

補助事業者に交付する補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、1,000,000円または支出額から収益額を減じた額のいずれか低い額を限度とします。ただし、(2)②の団体は、5,000,000円または支出額から収益額を減じた額のいずれか低い額を限度とします。

また、補助事業者に交付する補助金の額は、審査により決定したカテゴリーに応じた補助率および上限額とし、補助対象経費に次に定める補助率を乗じて算定した額または支出額から収益額を減じた額のいずれか低い額を限度とします。

### (2) ①の団体

カテゴリー	補助率	補助金上限額
I	50パーセント	1,000,000円
II	50パーセント	500,000円
III	0パーセント	0円

審査により、80点以上の団体の内最高点の1団体を「カテゴリーI」、50点以上の団体を「カテゴリーII」（「カテゴリーI」の団体を除く）、50点未満の団体は「カテゴリーIII」とします。

各補助事業者に算定された額の総額が予算の額を超えるときは、「カテゴリーII」の補助事業者に対して、予算の範囲内で補助事業者に算定された額に応じて按分します。

### (2) ②の団体

カテゴリー	補助率	補助金上限額
I	50パーセント	5,000,000円
II	50パーセント	2,500,000円
III	50パーセント	1,000,000円
IV	0パーセント	0円

審査により、80点以上を「カテゴリーI」、65点以上80点未満の団体を「カテゴリーII」、50点以上65点未満の団体を「カテゴリーIII」、50点未満の団体は「カテゴリーIV」とします。

各補助事業者に算定された額の総額が予算の額を超えるときは、予算の範囲内で補助事業者に算定された額に応じて按分します。

## (6) 補助金の交付時期

事業完了後の実績報告に基づき交付額を確定し、請求により交付します。2(2)②の団体に限り、事業実施にあたり必要がある場合は、申請により事業完了前の概算払が可能です。

### 3 申請方法等

#### (1) 補助金交付申請（令和8年5月29日17時 必着）

申請受付期間中に、次の書類を提出してください。

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②団体概要書（様式第2号）
- ③企業概要書（様式第3号）

※その他、必要に応じて、追加で書類を提出していただくことがあります。

#### (2) 審査方法

事業の内容、補助対象経費などに関し審査基準に基づいて書類審査（必要に応じてヒアリング）を行います。審査の上、2（2）①の団体は、80点以上の団体の内最高点の1団体を「カテゴリーⅠ」、50点以上の団体を「カテゴリーⅡ」（「カテゴリーⅠ」の団体を除く）、50点未満の団体は「カテゴリーⅢ」とし、2（2）②の団体は、80点以上の団体を「カテゴリーⅠ」、65点以上80点未満の団体を「カテゴリーⅡ」、50点以上65点未満の団体を「カテゴリーⅢ」、50点未満の団体は「カテゴリーⅣ」とします。

#### (3) 審査基準

##### ①基本的事項（事業の必要性、課題の認識等）【15点】

- ・業界における現状の課題を認識し、解決することを目的とした取り組みになっているか。
- ・神戸ブランドのブランド力を向上させることを目的とした取り組みになっているか。

##### ②事業計画Ⅰ（事業内容）【30点】

- ・目的を達成するための明確な事業内容になっているか。
- ・内容・方法は工夫されたものとなっているか。
- ・市場のニーズを踏まえた取組みか。
- ・継続事業の場合、過去の取組みと比べて新しい取組みか。

##### ③事業計画Ⅱ（事業効果）【35点】

- ・事業を実施することで現状の課題解決や魅力向上に繋がるか。
- ・事業を実施することによる効果（人数・販売数・金額等）がどの程度期待できるか。

##### ④事業計画Ⅲ（事業効果の測定指標）【10点】

- ・設定した測定指標は適切か。
- ・実現可能性の高い指標が設定されているか。また、設定した指標は低すぎないか。

##### ⑤実現可能性【10点】

- ・実現可能性が高い計画になっているか。

#### (4) 交付の決定（令和8年6月下旬頃）

審査終了後、補助事業の認定及び補助金額を決定し、交付決定通知書により通知します。なお、過去3年度にわたり当該補助金の交付を受けた事業と同様の内容で補助申請する事業は、原則対象外となりますが、審査の上、補助事業の採否を決定します。

2（2）②の団体に限り、概算払が可能です。概算払をする場合は時期と金額をあわせて通知しますので、交付決定通知書受領後、補助金概算払請求書（様式第6号）により概算払の請求をしてください。

#### (5) 事業計画の変更（随時）

交付決定後、事業内容や遂行計画などを変更する場合は補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第7号）を、事業を廃止又は中止する場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）を、速やかに提出してください。

#### (6) 事業実績報告書の提出

補助事業者は、補助事業の完了後 20 日以内又は令和 9 年 4 月 20 日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

- ① 事業実績報告書（様式第 11 号）
- ② 事業実施経費の執行が確認できる書類（請求書、領収書、写真、業者選定理由書など）
- ③ 収益額が確認できる書類（収益がある場合）

なお、請求書・領収書等は補助事業者が受領したものとし、補助事業者の構成員が受領したものは不可とします。

#### (7) 補助金額の確定及び精算

事業実績報告に基づき補助対象経費の審査を行い、補助金額を確定し交付決定通知書（様式第 12 号）により交付決定者へ通知します。すでに概算払を受けている場合で、確定した交付額が概算払いした額に満たないときは、精算を行いますので、市長が発行する納付書によりその差額を市に返還してください。

#### (8) 補助金の請求及び交付

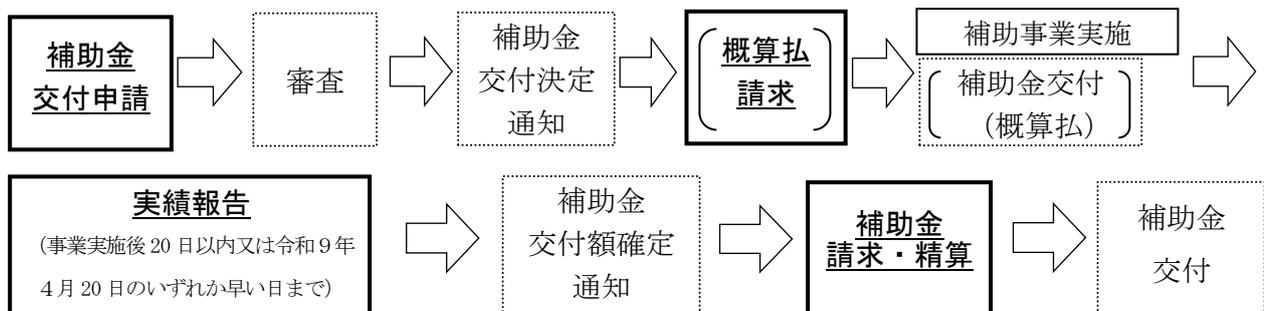
補助事業者は交付額確定通知書を受領後、補助金請求書（様式第 13 号）を提出し、補助金を請求してください。すでに概算払を受けていて追加支給額がある場合も同様です。請求後、補助事業者に交付します。

#### (9) その他

提出された書類はお返ししません。

当該補助事業に係る帳簿及び書類は、5 年間保存していただく義務があります。

### 4 補助金交付までの流れ（太枠の手続きは、申請者が行う手続です）



○申請受付期間 令和 8 年 4 月 1 日（水）～ 令和 8 年 5 月 29 日（金）17:00（必着）

#### ※本補助金に関する問い合わせ・申請書などの提出先

神戸市経済観光局ものづくり産業課（三宮ビル東館 4 階）

〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6-1-12 電話：(078)984-0349

メールアドレス：[fashion@city.kobe.lg.jp](mailto:fashion@city.kobe.lg.jp)

持参の場合：申請受付期間の平日、9:00～12:00 および 13:00～17:00

公募要領・申請書様式は、ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a96559/business/sangyoshinko/shokogyo/venture/hanbai.html>